

ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例

ニセコ町環境審議会設置条例(平成13年ニセコ町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「8人以上12人以内」に、同条第2項第1号中「5人」を「4人以上6人以内」に、同項第2号中「5人」を「4人以上6人以内」に、同条第4項中「補欠委員の任期は」を「任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は」に改める。

第5条第3項の次に次の1項を加える。

4 会長が必要と認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴することができる。

第7条を第9条とし、第6条中「町民生活課」を「企画環境課」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(専門委員)

第6条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 第5条の規定は、部会について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。